

贈与の共同体としての EU

山本 直

はじめに

EU とはいかなる政治組織か。この問いに対しては、以下のような議論が長年にわたり続いてきた。それは、経済統治のための連邦的組織である。否むしろ、加盟国の合理的な行動を補う政府間レジームである。あるいはそれは、多元的な憲法秩序であり、一種の帝国であり、価値規範の推進体 (normative power) である等々^①。

本稿は、これらの議論を再検討するものではない。本稿の目的は、EU を「贈与」の国家間共同体と位置づけることによって、本来見すごしてきたさらなる一面に接近するものである。

EU のいかなる側面を見すごしているのか。これまでの議論は、およそ、次のいずれかの関心に基づいてきた。ひとつは、加盟国と EU 機関をはじめとする諸々のアクターが、EU の制度をいかに創造し、あるいは変化させるか、という関心である。あとひとつは、EU の制度的枠内においてアクターがいかなる行動をとるか、という関心である。いずれも重要な関心ではあるものの、EU が組織化される原理に十分な注意を払っているわけではない。その原理とは、主要なアクターである加盟国が自ら身を削る、という原理である。加盟国が自ら身を削ってこそ、EU は、諸国家の共同体として存続しうる。この原理は、ヨーロッパの国家間にのみ該当するわけではないだろう。それは、地域の次元のみならず、よりグローバルな次元における国家間ガバナンスを実現するうえでも要件となりうる。本稿が EU を素材にするのは、緊密な相互関係を築いた EU 加盟国であるがゆえに、その原理を観察しやす

いと思われるからである。

贈与の概念は、このような本稿の目的を遂行するうえでの起点となりうる。この概念を世に広めたのは、フランスの社会学者マルセル・モースであった。1925年に発表した『贈与論：太古の社会における交換の諸型態と契機』（以下「贈与論」とする）の中で、彼は、アメリカ北西部からポリネシア、メラネシアに及ぶ部族集団の営為に着目した。これらの営為を贈与として概念化することによって、集団内や集団間の関係がいかにより秩序づけられているかを論じている^②。

本稿は、EUの看過されている側面を照射するためにこの概念を活用したい。以下では、この概念を、本稿の目的にどのように接合できるか（Ⅰ）、この概念を接合することによって、EUの組織をいかに記述できるか（Ⅱ）、この概念はなぜ、国際政治学の分野で活用されてこなかったのか（Ⅲ）、贈与の共同体としてのEUは停滞しうるのか（Ⅳ）、という順番で議論を進めることにする。

I. 国家間贈与の視座 —モースからの展開—

モースの贈与論は、ポトラッチと呼ばれる競覇的な行ないをはじめ、さまざまな要素を包含している。しかしながら、それが長年にわたり注目を集める最大の魅力は、贈り、受取り、かつ返礼するという一連の営為が、人間の社会生活にとって普遍的な意味をもつことを示唆するからである^③。贈り、あるいは返礼する中身は、多岐にわたる。農産品や毛布などの生活用品、装飾品の他、女性や奴隷が集団間で授受されることもある。ただし、授受される中身には、副次的な重要性しかない。贈与論は、営為が続くこと自体に価値をおく。

贈与の営為は、市場の営為とは区別される。モースによれば、市場における交換を決定するのは、資本家やビジネスマンによる「冷徹な」損得勘定である。そこでは、「純粹に打算的で、個人主義的な」経済が優勢となる。他方において、贈与は、このような損得計算や打算とは異なる土壌の上に成り立つ。すなわちそれは、すでに何かを受取ったと知覚するがゆえに行なわれる⁽⁴⁾。

このように贈与論は、収支が不均衡な状態にあることを前提としている。そして、この不均衡こそが、人間やその集団が共同体を保つための核心にあると考える。このことは、われわれの身近にある町内会やアマチュアの運動サークルを想起すれば分かりやすい。というのも、これらの組織が活動を続けるには、通常、誰かが進んで幹事役を引き受けなければならない。一部の成員が他の成員以上の仕事を担う——つまり、贈る——ことによって、はじめてその組織は、円滑に運営することが可能となる⁽⁵⁾。

社会学者の小坂井敏晶は、共同体は、その本質からして、収支の不均衡が前提となっていると指摘する⁽⁶⁾。換言すれば、損得に基づいて行動する集団は、共同体を保持できないことになる。もっとも、贈与の形態と多寡を、その営為に関わらない第三者が評価することは難しいだろう。誰かがある特定の相手にプレゼントを渡す時、その中身と価格が適切であるか判断することは容易ではないのである。ゆえに第三者は、贈与があることはかろうじて観察できようが、贈与の当事者ほどの感得をもつことはできない。このように理解するべきであろう。

贈与がもちうるこのような性格に留意しながら、贈与論を本稿の問題関心に接合したい。

本稿で仮定するのは、次の2点である。モースが着目したのは、西欧化をいまだみない、部族集団における贈与であった。それとともに、彼は、国家によっても贈与は行ないうることを示唆している。その示唆に基づいて、本稿は、国家間でも贈与の関係は築くことが可能であるとする。これが、第1

の点である。

国家による贈与にモースが言及するのは、贈与論の結論部においてである。そこにおいてモースは、母国フランスを念頭におきつつ、人々の相互扶助や企業の共済組合だけでは贈与は成り立ちえないと論じた。とりわけ労働者は、その生活と労務を社会および雇用主に提供している。それに対して、雇用主が賃金を払うのみでは返礼したことになる。したがって、「共同体を代表する」(モース) 国家が、雇用主とともに不足分を補わなければならない。具体的には、労働者の失業、疾病、老齢および死亡に際しては国家が援助すべきであるとする⁷⁾。

このように、モースは、国家による贈与を労働の論理から根拠づけている。しかしながら、諸国家の間に存在しうる贈与については、ほとんど何も論じていない。「部族らは、殺しあうことなく対峙し譲りあうことを学んだ。諸階級、諸国家および諸個人も、この文明世界において学ぶべきである」⁸⁾。このように倫理的な見解を述べるのみである。部族と国家、とりわけ立憲的で民主的な性格を備える国家が組織上相異なる点は、多々あろう。とはいえ、前者のみが贈与の当事者資格を備えているとは必ずしもいえないはずである。贈与においては、所有する何らかのものを、まずは自ら手放す。手放した場合、自らはその分、以前よりも弱体化する。けれども、相手も同じようにその所有物を手放すのであれば、互いに安定した関係が保持される。このような力学は、国家間でもあつてしかるべきである。

すでに触れたように、部族が贈与するのは、しばしば物品であり、あるいは女性らであった。国家間において贈与があるとすれば、贈与のリストには異種のもが含まれよう。財政、金融、技術、食糧および住居等を支援することが、その中心を占めるはずである。これらの支援の中で、受け手が贈られたと知覚するものが贈与となる。人道援助や無償の開発援助が、その典型であるように考えられる。

第2に仮定するのは、贈与の手段である。贈与は、通常、金銭や物品をはじめ、物理的なものの移管と費消をともなう。しかしながら、贈与をそのように限定的に捉えるべき理由はない。現にモースは、次のように述べている。「交易するためには、まず槍を捨てることができねばならない。そうしてはじめて、人々は、部族間、民族間および個人の間で首尾よく交換することができたのである」⁹⁹（傍点は引用者による）。槍は、部族にとって武力の象徴であり、アイデンティティでさえあるだろう。相手集団と交易するために、モースは、その槍を自ら手放すことを求めている。

このことから、武力を放棄することも贈与である、と一般的に論じることはおそらく短絡である。とはいえ、それは、特定の関係性の下では贈与となるかもしれない。ある爆弾の製造と保有を禁ずる条約があるとしよう。その条約の締約国は、締約するという行ないによって、軍事行動の非人道性を軽減するべきであるというメッセージを贈ったのである。後年この条約を締約した諸国の中には、メッセージに返礼した国もあるだろう。

レヴィ=ストロースによれば、贈与される物品や金銭には、単に実利的な次元を超える現実性が備わる。すなわち、それらには、「威力、権力、共感、身分、情動などの媒体であり道具」が備わる。威力や共感を生む行ないの多くは、贈与として現れ、かつ、これを受取るように求める¹⁰⁰。このような観点にしたがえば、贈与の手段は、物品や金銭といった物理的なものである必要はない。たとえば、外交交渉において相手国に貸しをつくることがありうる¹⁰¹。その場合、交渉相手国の政府が返礼の義務を感じれば、貸しをつくること自体が贈与となる。

贈与の内実を当事者の意識に依存せざるをえないのは、悩ましいことではある。ある贈与がもたらす国家政府の意識変化を、その議事録や外交史料から読みとれることはあるだろう。しかしながら、そのような作業をもってしても全体像を把握することは難しい。この点を、われわれは認めなければな

らない。

贈与は、国家間でも行なわれうる。加えて、それは、物品や金銭の提供という手段に必ずしも限定されない。以上において仮定したこれらの点は、モース自らが究明したことではない。それは、彼やレヴィ＝ストロースの見解に基づく推論の域を出ないものである。しかしながら、このように仮定することによって、EU のさらなる一面を浮き彫りにする手がかりを得ることができる。

II. EU 加盟国の贈与

贈与の共同体として形容されるに適う、いくつかの条件が EU には備わっているように見える。EU は、活動分野が広いばかりか、国家がもつ立法権、行政権および司法権の一部を加盟国より譲渡されている。そのような状況は、加盟国間でさまざまな贈与が存在する可能性を提示してくれるだろう。

本節では、現在の EU から看取できる贈与の側面を取り上げたい。取り上げる側面は、2 つある。1 つは、EU を運営するための財政の負担をめぐるものである。あと 1 つは、EU 理事会において導入されている多数決制度である。

(1) 財政の負担

まずは、財政の負担についてみていこう。EU の財政は、毎年 18 兆円前後（1,387 億ユーロ、2012 年）の規模である。これは、各加盟国の財政を含めない、EU 独自のものである。しかも、近年のユーロ危機対策に費やす分は含まれない。それは、フランスやドイツの規模には及ばないものの、中小国のそれと比肩しうる。国家間で設立される機構としては、抜きでた規模にある。

財源の確保に苦勞していることは、加盟国や他の国家間機構とそれほど違わない。EU の財源には、域外からの輸入品にかかる関税と課徴金の他、各加盟国で徴収する間接税の一部が充てられる。しかしながら、最も大きな割合を占めるのは、各加盟国からの拠出金である。しかも、相対的に経済力のある加盟国が、そのような拠出金をとくに多く払っている。

欧州委員会の財政報告によれば、財政に最も貢献している国はドイツである。28 カ国が加盟する EU において、一国のみで全体の 5 分の 1 に匹敵する額を負担している計算になる。ただし、同国は人口が多い。農業や建設業など国内の諸部門が EU の財政から受取る分も、それなりの額にのぼる。そこで、拠出分から国内の受取り分を差し引いたうえで、かつ、その額を国民一人当たりという尺度で計り直してみよう。その場合、最も拠出額が多いのはオランダということになる。年間約 3 万 2 千円 (233 ユーロ) の拠出である。次いで、デンマークとスウェーデンが、各々 2 万 8 千円 (200 ユーロ) ほどである。ドイツ (2 万 1 千円、153 ユーロ) が来るのはその後であり、イギリス (1 万 8 千円、132 ユーロ)、フィンランド (1 万 7 千円、125 ユーロ) と続く(2011 年実績と 2012 年実績の平均値。1 ユーロ 140 円で計算)⁽¹²⁾。

イギリスについては還付金を算入するなど、公正な順位になるように工夫した。もっとも、それでも万全なものではない。たとえば、ベルギーとルクセンブルクは、EU 機関が多いがゆえに、他国出身の EU 職員の人件費等を受取っている。そうであるがために、上位に挙がってこないという事情がある。したがって、いかに国民一人あたりとはいえ、単純に比較できる数字ではない。とはいえ、それでも、経済力のある諸国がより多くを負担する傾向があることはたしかであろう。

他の国家間機構における国家負担と比べても、この点は明らかである。たとえば、国際連合の通常予算に対して、日本は年間 280 億円余を拠出している⁽¹³⁾。これは、国民一人当たりになると 220 円ほどである。この額は、国連

本体のみへの拠出であり、国連の関係機関や専門機関への拠出を含めていない。しかしながら、仮にこれらを含めるにせよ、オランダ、デンマークあるいはスウェーデンといった国々が EU に拠出する額には遠く及ばない。

もっとも、重要なのは拠出額そのものではない。使途の効果を把握できないにもかかわらず拠出し続けている、という事実こそが重要なのである。EU による総支出の 8 割近くを占めるのは、EU 域内の農業や地域開発への支援金である⁽¹⁴⁾。その交付は、各国が合意した目標にしたがい、かつ各国が合意した手続きを通じてなされる。しかしながら、これらの支援金がどの部門にどの程度、あるいはどの地域にいかなる形で貢献するかは、交付の段階ではおろか、交付後も適正に評価することは難しいだろう。それでも加盟国は、常々減額を要求しながらも、長年にわたり拠出を続けるのである。

東西再統一を果たしたドイツの財政は、旧東ドイツ地域を支援するために窮乏した。それにもかかわらず、同国は、EU への拠出を減らそうとしなかった。EU 財政に詳しいヨハネス・リントナーによると、ドイツのこのような方針は、EU の活動を従来どおり維持させたいがためであった⁽¹⁵⁾。拠出がいかなる効果を生むのか判然とはしない。しかしながら、それでも拠出する。ドイツがこうした姿勢であったとすれば、それは、モースのいう贈与に通じている。

(2) 理事会の多数決制

もうひとつは、EU 理事会の多数決制である。すでに触れたように、EU が稀有な国家間機構であるのは、その加盟国から立法権の一部を譲渡されているからである。理事会は、その立法作業に関わる機関の中では、唯一、加盟国の代表からなる。その理事会が、多数決制を導入していることになる。

EU による立法のすべてで多数決制を用いているわけではない。外交や労働条件をはじめ、全会一致が必要な分野もある。しかも、多数決とはいえ、

国家間の単純多数決や「3分の2」多数決といった簡明なものではない。特定多数決と呼ばれるそれは、各国の人口も加味するものであり、可決連合をより形成しにくい制度である。さらにいえば、制度上は多数決で採択できる案件でも、その8割以上は、実際には加盟国の総意を得て採択されている。EUが制定する法の多くは、各々の加盟国によって実施される。法がすべての国で円滑に実施されることを見越して、総意が重視されるのである⁽⁴⁶⁾。

とはいうものの、それでも全体の1割から2割の案件では、1カ国か、もしくはそれ以上の国が、反対票もしくは棄権票を投じるのである。理事会における投票行動を観察するハエス・レンショーとウォレスは、政策分野に偏りはあるものの、すべての国が多少なりともこれらの票を投じてきたことを確認している⁽⁴⁷⁾。これらの票を投じた加盟国は、自国が賛成しない法案でも承認しなければならない。各国が主権をもつとされる現行の国際体制の下では、できる限り総意で決めることと、総意でしか決めないことには雲泥の差がある。そして、前者のルールにおいては、各国は、どれだけ勝てるかも、あるいはいつ敗者になるかも十分には予想できない。

このような理事会の多数決もまた、本稿で仮定した贈与の一環であるとみなすことができる。国際政治学者のカール・W・ドイッチュによれば、多数派と少数派の顔ぶれが柔軟に組み替わる政治は、安定を得る傾向にある。スイス建国が成功した一因は、各州が互いにそのように組み替わることが可能であったからである。逆に、イギリスとアイルランドの関係を構築する試みは、アイルランド国内のカトリック教徒が常に少数派の地位にあったがゆえに失敗した⁽⁴⁸⁾。このようなドイッチュの説明は、EU加盟国の相互関係を解析するうえでも有効であろう。というのも、その関係が安定的に維持されているとすれば、理事会の多数決にその一因があるとも考えられるからである。

多数決制の下では、自国が常に多数派に属せる保証はない。重要な法案で少数派となり、多数決制を事前に拒否しなかったことを後悔さえするかもし

れない。それでも、この制度の撤廃が表立って唱えられることを、筆者は寡聞にして知らない。加盟国は、意識的であれ、あるいは無意識的であれ、自らが身を削る関係を受容してきた。

さらに留意したいのは、各国への票の配分である。それは各国の人口に応じて配分されるのであるが、人口の多い国が不利になる配分となっている。たとえば、マルタの100倍以上の人口をもつドイツ、フランス、イギリスおよびイタリア各国の持ち票は、各々、マルタの持ち票の10倍に届いていない。このような配分は、苦肉の策ではあった。EUの立法が加盟国を拘束することを鑑みれば、主権平等原則に基づく一国一票配分には人口大国が賛同しない。逆に、人口差を直截に反映する配分では、マルタやルクセンブルク、キプロスをはじめとする人口小国が反対する。以上の事情を汲んで、人口大国は、自らが不利な状況になることを甘受してきた。

先に触れたように、人口要件のみが、可決連合の形成に影響するというわけではない。しかしここでも、大国の地位にある諸国が——思想家サンピエールによる18世紀の提案を汲んだのかはわからないが⁽¹⁹⁾——他の諸国以上に身を削る営為を見てとれるのである。このような状況は、国家が互いに抱く警戒心を和らげる効果をもつだろう。

財政の負担や理事会の多数決以外にも、EU加盟国による贈与の表現はありうる。加盟国は、EU司法裁判所が強制管轄権をもつことを許容してきた。あるいは、その裁判所が打ち出した、EU法の優位性の原則等も大筋において認めてきた。加盟国は、これらの行ないによって手放したものを取り返せるのか分らない。というよりも、取り返せたかを測る尺度がないのである。それにもかかわらず、すべての加盟国がこうした行動を示してきた。

一般的にいわれるように、共同体が形成されるには、それを構成するメンバーの間で利害が一致している必要がある。さらには、価値観や信条がメンバーの間で似ている必要もある。しかしながら、それだけで共同体を維持し

ていくことは、おそらくできない⁽²⁰⁾。政治学者のマイケル・テイラーは、次のようにいう。共同体の形成には、「将来私を助けてくれるだろうという（漠然とした、不確実で、計算できない）期待」を抱きつつ、相手を「いま助ける」⁽²¹⁾ことが求められる、と。このような行ないを国家間の関係から看取することは容易ではない。しかしながら、その片鱗をEU加盟国から察することはできよう。

Ⅲ. 贈与論と国際政治学

これまでの議論が示すように、モースの贈与論を国家間関係の考察に応用することは、特段奇異な試みではない。応用する対象を、EUに加盟する国々に限定するべき理由もない。無償援助や人道援助を他国に提供することは、贈与の一環となりうる。東南アジア諸国連合（ASEAN）の域内格差を是正するための基金を要請することも同様である⁽²²⁾。東アジア共同体の形成に向けて自国に何ができるか問うことも⁽²³⁾、そのような営為に連なる関心となりうる。

贈与概念は、経済学や人類学の分野を中心に、長年にわたって注目を集めてきた⁽²⁴⁾。しかしながら、こと国際政治学においては、この概念は注目されてこなかった。国際政治学の思考様式が、この概念と生来的になじみにくいことはあるだろう。そこでは、力（power）や選好（preference）といった概念がしばしば用いられる。それゆえに、贈与とはこれら選好や力が特定の環境下で考慮された現象にすぎない、という議論に集約されがちとなる。

ただし、より根本的な原因は、他にある。国際政治学自体が、歴史的に特異な軌跡をたどってきたことである。この学問の出発点は、国家間の戦争をいかに防ぐかという関心にあった。各国の軍事力が増強され、ナショナリズ

ムが発揚する世界情勢に直面して、その学問は普遍的な使命を帯びるはずであった。けれども、その研究課題は、新現実主義やヘゲモニー論等、アメリカ中心の秩序を維持することへと矮小化してしまった⁽²⁵⁾。

研究課題が矮小化する中、贈与論を彷彿とさせる観点が提示されなかったわけではない。安全保障のジレンマを緩和するために「安全の供与」を有効視する議論は、その一例である。公共財を保持する方策として「自発的な寄贈」に着目する議論も、そのような例に該当するだろう⁽²⁶⁾。これらの議論は、国家が自ら身を削る行ないと関わる点において、贈与に近い。しかしながら、これらの議論には、合理的に行動するアクターという前提があった⁽²⁷⁾。先にみたように、贈与とは、費用便益分析や損得勘定によっては説明できない営為である。国際政治学と贈与論が近接する機会があったが、結合するには至らなかったのである。

贈与論にとっては、不運な経緯もあった。国家が身を削ることの重要性は、国際政治学の泰斗であるエドワード・H・カーも説くところであった。カーは、著書『危機の二十年』の中で、次のように述べている。「現行の秩序から最も恩恵を受ける諸国は…そうでない諸国が受け入れられる譲歩をする (make concessions) ことよってのみ、その秩序を保ちうると考えられる」⁽²⁸⁾ (傍点引用者)。ここでいう譲歩が何を指すのか、カーは十分には論じていない。とはいえ、こうした見方が贈与論と合流する可能性は、皆無ではなかっただろう。しかし周知のように、ナチスドイツへの宥和を支持したかどで、彼は批判の矢面に立たされてしまう。その結果、たしかに『危機』は国際政治学のバイブルとなるものの、同書で彼が展開した譲歩の勧め——そのように名づけて差支えなければ——は軽んじられることになった⁽²⁹⁾。

贈与論にとってさらに不運だったのは、1950年代から1960年代にかけて興隆した国際統合理論との接点をもてなかったことである。当時脚光を浴びた新機能主義と交流主義は、統合 (integration) の定義や分析手法において

相違があった。もっとも、諸国の関係が緊密になる質的変化を捉えようとする点で、双方は通じる。それゆえに、双方は、国際統合理論という名称で括られた。

前者の新機能主義は、近接する諸国の政治的および経済的エリートにおける認識と態度の移行が統合をもたらすと想定した。「新しい中心 (a new center)」である共通機関の意思決定を、彼らエリートが期待するようになる。石炭鉄鋼分野で始まったヨーロッパ諸国間の統合は、経済共同体および原子力共同体へと広がりつつ、不可避的に進展するだろう。新機能主義を率いたエルンスト・B・ハースは、その様相は波及の効果であり、広範な政策分野において「超国家的な (supra-national)」意思決定が下されていくと論じた⁽³⁰⁾。

ドイッチュが主導した後者の交流主義においては、モノやヒト、あるいは情報が往来する態様を重視した。これらの往来が頻繁である諸国間では、「私たち感情 (we-feeling)」が芽生えやすくなる。その結果、安全保障のジレンマを克服する、あるいは経済政策などを互いに融通する国家間共同体が形成されるとする⁽³¹⁾。

交流主義においては、エリートの認識や態度ではなく、集団間の社会的な相互作用が議論の糸口となる。また、超国家的な決定が下されずとも、国家間の統合は深まりうる、とみなす。こうした点で相違する一方で、両者は、その各々の視座に贈与論と近いものを内包している。たとえば、ハースが論じる超国家的な意思決定は、諸国がその決定権限の一部を譲渡してはじめて可能となる。したがって、それは、当の国家による贈与なしには生まれないとみなすことができる。ハースはまた、各国のエリートがそのような意思決定を期待し、これに忠誠を示すようになると想定した⁽³²⁾。しかしながら、この想定は、彼らの期待や忠誠がいつ、どの程度強まるかまでは展望できない。合理的な損得計算では捉えきれない要素をもつ点でも、それは贈与論に通じるものがある。

贈与論は、交流主義の思考とも和合するだろう。ドイッチュによれば、困窮する近隣国を適切に支援できるか否かが、当該国間における共同体の成否を左右する。支援のあったアメリカ諸州の間では、合衆国への円滑な建国をみた。他方において、ジャガイモ飢饉への対策を怠ったイギリスは、アイルランドとの共同体を創れなかった。こうした事例から、相手国に自らの資源を費やせるかどうかは鍵となる⁽³³⁾。相手に資源を費やすことを重視する思考は、まさしくモースのそれと違わない。

しかしながら、それでも国際統合理論との親和性は、限定的に捉えるべきであろう。というのも、これら統合理論と贈与論とでは、問題関心のあり様が異なるからである。統合理論は、国家間の関係がいかなる条件の下で、どのような過程を経て統合に向かうかに焦点を当てるものであった。そこにおいては、過去から現在へ、あるいは現在から将来に向けた脱国境的な行動や現象が主な焦点であった。対してモースは、部族間における実践を紹介し、かつ解析する作業に大方とどまる。その実践をめぐる時間的な変遷に踏み込むには至っていない。

モースの作業にドイッチュやハースが留意したかは分からない。しかしながら、国際統合理論が後にみせる精ち化の傾向は、贈与論とは親和しなかった。たとえば、統合による利益が等しく分配されているとアクターが認めることによって統合は深化する、と考えられた⁽³⁴⁾。このような考えが、利益の等分という発想を否定的に捉える贈与論と反りが合うようにはみえない。

IV. 共同体の解体

EU に話を戻そう。本稿の主眼は、EU を贈与の共同体と位置づけるころにあった。もしこのような位置づけができるのであれば、そのような共同

体は、どの程度堅固なのだろうか。

モースは、世界各地における贈与の諸形態を描写することによって、その本質に迫った。とはいえ彼は、贈与の営為がなぜ、いかにして停滞するかまでは論じていない。部族集団にとって贈与は、しばしば宗教的な意味をもつ。そうであるがゆえに、彼らは停滞を、全力で回避するであろう。モースは、このように捉えていたふしがある。他方において、現代の国家では、そのような宗教性は希薄であり、停滞の余地もその分生まれうる。このように考えることができるかもしれない。

そこでここでは、次のいずれかの場合に贈与が停滞しうる、と推論してみよう。ひとつは、相手（国）が返礼を怠ったと知覚する場合である。あとひとつは、相手（国）がそもそも受取りを拒んだと知覚する場合である。これらの場合、贈与は停滞し、ひいては収支勘定という、かの異質の感覚が次第に強まっていく。このような推論に基づいて、近年の EU を観察することも可能であろう。たとえば、先に言及した理事会の多数決制が、その題材となりうる。

理事会の多数決制を、加盟国は、3 共同体を設立した 1950 年代から導入している。特定の事案において拒否権を行使できないことを、すべての加盟国が当初から許容しているのである。麗しきノブレス・オブリージュや利他主義が、往時を支配していたわけでは必ずしもない。多くの国は、自国の発言力になるべく担保される制度になることに執心した。それでも多数決制が導入されたのは、あらゆる事案を全会一致に委ねる危険を諸国が認識していたからである⁽³⁵⁾。その危険をいかに克服するかという関心が、拒否権を自ら手放す贈与として表われていた。

多数決制は、その後、紆余曲折を経験した。1960 年代には、フランスのドゴール大統領が制度自体を拒絶している。一カ国以上の「きわめて重要な利益」が危険にさらされる場合には票決を行なわないという「ルクセンブルク

の妥協」は、これを契機に生まれた。さらには、その「妥協」を有効視したイギリス・サッチャー首相は、1982年5月の理事会が票決をもって農産物価格を決めたことに憤慨している⁽³⁶⁾。

ドゴールとサッチャーによるこうした反応が、国家としての威信や主権を保持することのみ動機づけられたわけではないだろう。しかしながら、より打算的な見地から多数決制に注文をつける傾向は、彼らの時代以降、次第に強まったようにみえる。いわゆる「イオニアの妥協」をめぐる加盟国の態度が、これを象徴している。

「イオニアの妥協」は、ある事案を票決することに一部の国が反対する場合の対応を定めたものである。すなわち、そのような場合には、投票を延期し、協議を続けることで各国が合意したのである。イギリスおよびスペイン両国は、1995年のEU拡大後も、拡大前の阻止少数（ブロッキング・マイノリティ）を維持するように他の加盟国に求めた。その結果がこの合意であった。これは、先の「ルクセンブルクの妥協」とは異なり、各国の拒否権を黙認するものではない。投票は延期されるが、EUの基本条約や2次立法に定める期限までには投票がなされる。しかも、投票が延期されるには、反対国が一定数に達しなければならない。一国のみの反対では、延期さえなされない⁽³⁷⁾。

イギリスとスペインの要求も理解できる。加盟国にとって多数決は、いつ負けるか分からないストレスフルな制度である。賛成できない事案について協議を続けたいという望みは、これら両国のみならず、すべての加盟国が多少なりとも抱いてきたであろう。しかしそれでも、阻止少数を維持しようとする両国の要求は、吝嗇なものといわざるをえない。ドゴールやサッチャーの反応に比べて、不満の表われ方が些末なのである。

同様の不満を呈するのは、両国に限ったことではない。リスボン条約—すべての加盟国が2007年に署名する—の起草時に、欧州委員会は、多数決制

を改正する提案を作成した。ポーランドのカチンスキ大統領は、これを「ドイツ等が勝者となり、わが国が最大の敗者となる」提案であると批判している⁽³⁸⁾。この提案が、ポーランドを含むいくつかの国家を不利にする内容であったことは否めない。しかしながら、多数決制を改正することは、すでに長年にわたり模索されていた。その中には、委員会案に似たものもすでにあった。このような経緯を知る者にとって、カチンスキの批判は、打算的な戦略として映らざるをえなかったであろう。

このような打算是、ユーロ危機と呼ばれる通貨財政危機への対応にもみられる。危機を収束するために、関係諸国は、理事会が通常用いる多数決制とは異なる多数決制を採用した。それは、国際通貨基金（IMF）の決定制度のように、各国の出資額に比例して票を配分するものである⁽³⁹⁾。このような制度は、危機に迅速に対応できる反面、出資額の多い大国の発言権を強めてしまう。

これまで EU は、人権尊重の他、民主主義や「法の支配」を自らの価値として重んじてきた⁽⁴⁰⁾。危機への対応は、民主的な討議と説明責任を軽視しかねない点で、これらの原則に逆行する。もっとも、贈与の観点からは、このような対応は、別の理由から問題視されることになる。すなわち、それは、出資額の少ない諸国による返礼が困難になるがゆえに問題となるのである。このような決定制度を備えたがゆえに、危機を効果的に収束できた側面もあるだろう。しかしその一方で、出資額の多い大国の意向に沿った対応は、これまで諸国が保ってきた贈与を滞らせることになる。

一般的に贈与は、当事者の数が増えるにしたがい難しくなる。1950年代に6カ国で出発した EU は、今や28カ国を数える。このような状況下では、贈与によって得たものを、自らの合理的な判断で獲得できたと知覚する国も出てこよう。それとは逆に、他国から返礼がないと零す声が、大国を中心に出不かねない。「ドイツの財力を利用しようとする国は多い。辛辣に言えば、ドイ

ツから搾り取れるだけ取ってやれと思っている国は、少なくない」⁽⁴¹⁾。「EU に加盟しているがゆえに、イギリスは一日当たり 5,500 万ポンドの拠出を強いられている」⁽⁴²⁾。これらの言説は、その典型的なものである。

共同体のあり方を思索したフェルディナント・テンニエスによれば、「傲慢と残忍の危険」が潜むのは、「自己の意のままになる者に対して恩恵をほどこそうとする傾向や気持ちが優越感よりも弱い場合」である⁽⁴³⁾。自らの経済力や社会的地位に優越感をもちつつ、贈ることを惜しむ。共同体が解体しはじめるのは、その瞬間においてである。現在の EU がこの局面に差掛かっていると判定することは難しい。

おわりに

本稿は、モースの知見に基づき、EU を、その加盟国の贈与によって成り立つ共同体として描いた。そのような共同体の性格は、EU を運営するための財政の負担や理事会の多数決制に端的に表われている。もっとも、その成員である国家の損得勘定が前景化することによって、共同体は解体しうる。その兆候は、近年の EU にもみとれる。

贈与の要諦は、それが合理的な算段によっては計りえないところにある。国際政治学が贈与論に着眼しなかったのは、アクターは合理的に行動するという前提を自明視したからである。このような国際政治学の傾向は、EU 研究にも影響している。リベラル政府間主義論、拒否権プレイヤー分析、あるいは加盟国と EU 機関の「勝ち負け」を査定する研究は、そうしたものの一部である⁽⁴⁴⁾。他方において、コンストラクティビズムをはじめ、行動の合理性から距離をおこうとする視座がある。国際政治学が贈与論を受容できないわけではないだろう。

EUの諸々の側面を解析するうえで、贈与論にも限界はある。というのも、それは、EUに加盟する諸国間の統合過程を動的に捉える術をもたない。諸国が統合を開始し、あるいは深化させる動機を、それは説明できないのである。

贈与の共同体が、その当事者である集団の権力構造や多元性とは無関係に形成されうることも認めなければならない。たとえば、他国との共同体のあり方をめぐっては、エリート・民衆間の対立が顕在化する。このような現象を、贈与論は汲み取ることができない。というよりも、独裁制を敷く諸国によってさえ贈与は可能である。中世期の東アジアでみられた朝貢関係もまた、贈与共同体として位置づけることができよう。贈与の営為がもつ普遍性が、分析の道具としての汎用性を制約しているのである。

しかしながら、それでもモースの議論は、EUの組織を解明するうえで無二の視座を提供している。共同体を存続させるために、その成員である国家が身を削るべきである。このような規範を示唆する視座は、他にはない。国際政治学は、対立か協力かという択一的な論点に偏りがちであった。そのような論点は、協力を通じて得をしあう、いわゆるウィン・ウィンの関係として定式化されることがある。しかしながら、そのような関係を続けるには、裏面にある譲りあうべき関係が不可避的に要請される。国際政治学が軽視するこの裏面に、贈与論は光を当ててくれる。

モースの議論は、広く国家間組織の活動や、あるいは地球大のガバナンスを展望するうえでも有用である。感覚的にわれわれは、損得計算だけでは他者との関係が安定しないことを知っている。その不足感を埋める作業は、国際政治学にさらなる奥行きをもたせてくれるだろう。

※本稿は、グローバル・ガバナンス学会第2回研究大会（2013年4月6日、立命館大学）における報告を基礎としている。関係諸氏に深く感謝申し上げる。

《注》

- (1)たとえば、以下の文献を参照されたい。Andrew Moravcsik, *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht*, Cornell University Press, 1998; Ian Manners, “Normative Power Europe: A Contradiction in Terms?” *Journal of Common Market Studies*, vol.40, no.2, 2002; 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容：EUの多次元的ネットワーク・ガバナンス』昭和堂、2005年；アンツェ・ヴィーナー、トマス・ディーズ編（東野篤子訳）『ヨーロッパ統合の理論』勁草書房、2010年。
- (2)Marcel Mauss, *The Gift: The form and reason for exchange in archaic societies*, Routledge, 2002.邦訳に、マルセル・モース（有地亨・伊藤昌司・山口俊夫共訳）「贈与論—太古の社会における交換の諸型態と契機」『社会学と人類学Ⅰ』弘文堂、1973年；マルセル・モース（吉田禎吾・江川純一訳）『贈与論』筑摩書房、2009年等がある。
- (3)モースは、「社会やその従属集団や成員が、どれだけ互いの関係を安定させ、与え、受取り、返礼できたかに応じて」社会は発展する、と述べている。Mauss, *op. cit.*, p.105（有地他訳、396頁）。贈与論におけるポトラッチの位置づけについては、ジョルジュ・バタイユ（生田耕作訳）『呪われた部分』二見書房、1973年、90-94頁；モーリス・ゴドリエ（山内和訳）『贈与の謎』新装版、法政大学出版局、2014年、83-114頁参照。
- (4)Mauss, *op. cit.*, pp.91-97（有地他訳、378-386頁）。このような知覚が何に由来するかについては議論がある。モースは、これを霊的なものに求めた。それに対して、レヴィ＝ストロースは、当事者の関係を対立的に捉えること自体に疑義を呈した。クロード・レヴィ＝ストロース「マルセル・モース論文集への序文」モース（有地他訳、29-33頁）。
- (5)贈与と似た概念に交換や互酬（もしくは互惠）があるが、これらは同一のものではない。交換においては、給付する側が、給付の対価を正当に求めることができる。互酬では、授受される中身を均衡させることに重きをおく。贈与には、これらの性格がみられない。
- (6)小坂井敏晶『社会心理学講義』筑摩書房、2013年、368-369頁。
- (7)Mauss, *op. cit.*, p.86（有地他訳、373-374頁、吉田・江川訳、264頁）。この点について、佐久間寛「交換、所有、生産—『贈与論』と同時代の経済思想」モース研究会『マルセル・モースの世界』平凡社、2011年、205-208頁参照。
- (8)*Ibid.*, pp.105-106（有地他訳、396頁）。
- (9)*Ibid.*
- (10)クロード・レヴィ＝ストロース（福井和美訳）『親族の基本構造』青弓社、2000年、

- 140 頁。
- (11)このような貸しの重要性に論及するものに、高坂正堯「政治に“教科書”はない」『司馬遼太郎対話選集 7 人間について』文藝春秋、2006 年、88-94 頁がある。
- (12)European Commission, *EU Budget 2012: Financial Report*, European Union, 2013, Annex 2c; European Commission, *EU Budget 2011: Financial Report*, Publications Office of the European Union, 2012, Annex 2c.
- (13)外務省ホームページ「日本と国連」に掲載されたデータに基づいて計算した(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jp_un/index.html) 2014 年 2 月 1 日閲覧。
- (14)European Commission, *EU Budget 2012*, *op. cit.*
- (15)Johannes Lindner, *Conflict and Change in EU Budgetary Politics*, Routledge, 2006, chap.6.
- (16)理事会メンバーである各国の政府関係者間では、日々の接触を通じて信頼関係が成り立ちやすいという。そのような関係が、総意を促す面もある。山本直「EU 多数決制の起源と成立」『国際論集』(北九州市立大学) 第 12 号、2014 年、38-39 頁。多数決制の概要については、鷲江義勝「理事会」辰巳浅嗣編著『EU 欧州統合の現在』第 3 版、創元社、2012 年、62-67 頁参照。
- (17)Fiona Hayes=Renshaw and Helen Wallace, *The Council of Ministers*, Second edition, Palgrave, 2006, p.284.
- (18)Karl W.Deutsch *et al.*, *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the Light of Historical Experience*, Princeton UP, 1957, pp.55-56.
- (19)サン・ピエールは、「力の比較的弱い君主・首脳たちに、より多くの票を渡す」ことによって、諸国家の連合が保持されると論じた。本田裕志訳『永久平和論』1、京都大学出版会、2013 年、255 頁。
- (20)E.g., Andrej Tuscisny, “Security Communities and Their Values: Taking Masses Seriously,” *International Political Science Review*, vol.28, no.4, pp.425-449.
- (21)Michael Taylor, *Community, Anarchy and Liberty*, Cambridge University Press, 1982, pp.28-29.
- (22)このような要請を示唆するものとして、山影進「ASEAN に見るいびつな鏡に映したヨーロッパ統合」山本吉宣・羽場久美子・押村高編著『国際政治から考える東アジア共同体』ミネルヴァ書房、2012 年、118 頁参照。
- (23)森嶋通夫『日本にできることは何か』岩波書店、2001 年。
- (24)代表的な論者に、『西太平洋の遠洋航海者』を著したプロニスロウ・マリノフスキがいる。
- (25)石田淳「国際関係論はいかなる意味においてアメリカの社会科学か」『国際政治』160 号、2010 年。

- (26) 藤本茂「国際システムにおける「制度」の役割に関する経済学的分析—クラブ理論による解明—」『国際政治』第132号、2003年、125-126頁参照。
- (27) ただし、合理性をいかに把握するかについては、国際政治学でも見解が分かれている。たとえば、ロバート・コヘインは、合理性の概念を意図して限定的に捉えている。ポール・ピアソンは、この概念の学術的な有用性に否定的であり、「アクター中心の機能主義」等の表現を代用している。ロバート・コヘイン（石黒馨・小林誠訳）『覇権後の国際政治経済学』見洋書房、1998年、第7章；ポール・ピアソン（粕谷祐子監訳）『ポリティクス・イン・タイム』勁草書房、2010年、第4章。
- (28) E.H.Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, Palgrave, 2001, p.152（原彬久訳『危機の二十年—理想と現実—』岩波書店、322-323頁）。
- (29) ジョナサン・ハスラム（角田史幸・川口良・中島理暁訳）『誠実という悪徳—E・H・カー1892-1982』現代思潮新社、2007年、205-206頁参照。彼の宥和支持の思想的背景については、マイケル・J・スミス（押村嵩他訳）『現実主義の国際政治思想』垣内出版、1997年、第4章に詳しい。
- (30) Ernst B.Haas, *The Uniting of Europe: political, social and economical forces 1950-1957*, Stevens & Sons, 1958, Chap.2.
- (31) Deutsch *et al.*, *op. cit.*: Karl W. Deutsch *et al.*, “Communication Theory and Political Integration,” in Philip E. Jacob and James V. Toscano, *eds.*, *The Integration of Political Communities*, J.B.Lippincott Company, 1964.
- (32) Haas, *op. cit.*, p.16.
- (33) Deutsch *et al.*, “Communication Theory and ...,” *op. cit.*, pp.69-70. See also, Deutsch *et al.*, *Political Community... , op. cit.*, pp.39-40.
- (34) Joseph S.Nye, Jr., *Peace in Parts: Integration and Conflicts in Regional Organization*, University Press of America, 1987, pp.83-84.
- (35) 山本、前掲論文、44-46頁。
- (36) 金丸輝男「EECの政策決定過程における多数決方式と「一括処理」方式」『国際政治』77号、1984年、48-50頁。
- (37) 「イオニアの妥協」は、「ルクセンブルクの妥協」とは異なり、理事会の公式決定である。その文面には、「(EEC設立)条約および2次立法に定める適切な期間内に、義務的な期限を守りつつ (...) 不満の残らない解決を見いだす」と記されている。
O.J.No.C105, 13 April 1994.
- (38) Cited in *Agence Europe*, 11 May 2007.
- (39) 欧州安定メカニズム設立条約4条および付属文書I参照。

- (40)経緯については、山本直『EU 人権政策』成文堂、2011年、第1章参照。
- (41)川口マーン恵美『住んでみたドイツ 8勝2敗で日本の勝ち』講談社、2013年、182頁。
- (42)United Kingdom Independent Party, *Create an earthquake, UKIP Manifesto 2014*.
<http://www.ukip.org/>より。2014年7月1日閲覧。
- (43)テンニエス（杉之原寿一訳）『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト 純粋社会学の基本理念』（上）岩波書店、1957年、48頁。
- (44)Moravcsik, *op. cit.*; ジョージ・ツェベリス（眞柄秀子・井戸正伸訳）『拒否権プレイヤー 政治制度はいかに作動するか』早稲田大学出版部、2009年；Frans Stokman and Robert Thomson, “Winners and Losers in the European Union,” *European Union Politics*, vol.5, no.1, 2004, pp.5-23.

《参考文献》

- ・小坂井敏晶（2013）『社会心理学講義』筑摩書房。
- ・山本直（2011）『EU 人権政策』成文堂。
- ・山本直（2014）「EU 多数決制の起源と成立」『国際論集』（北九州市立大学）12号。
- ・レヴィ=ストロース、クロード（1973）「マルセル・モース論文集への序文」（マルセル・モース、有地亨・伊藤昌司・山口俊夫共訳『社会学と人類学 I』弘文堂）。
- ・Carr, Edward H. (2001) *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, Palgrave, 2001（原彬久訳 2011『危機の二十年—理想と現実—』岩波書店）。
- ・Deutsch, Karl W., *et al.* (1957) *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the Light of Historical Experience*, Princeton University Press.
- ・Deutsch, Karl W., *et al.* (1964) “Communication Theory and Political Integration,” in Philip E. Jacob and James V. Toscano, eds., *The Integration of Political Communities*, J.B.Lippincott Company.
- ・European Commission (2012) *EU Budget 2011: Financial Report*, Publications Office of the European Union.
- ・European Commission (2013) *EU Budget 2012: Financial Report*, Publications Office of the European Union.
- ・Haas, Ernst B. (1958), *The Uniting of Europe: political, social and economical forces 1950-1957*, Stevens & Sons.
- ・Hayes=Renshaw, Fiona, and Helen Wallace (2006) *The Council of Ministers*,

Second edition, Palgrave.

- Lindner, Johannes (2006) *Conflict and Change in EU Budgetary Politics*, Routledge.
- Mauss, Marcel (2002) *The Gift: The form and reason for exchange in archaic societies*, Routledge (マルセル・モース、有地亨・伊藤昌司・山口俊夫共訳「贈与論——太古の社会における交換の諸型態と契機」『社会学と人類学Ⅰ』前掲；同、吉田禎吾・江川純一訳 2009『贈与論』筑摩書房).
- Taylor, Michael (1982) *Community, Anarchy and Liberty*, Cambridge University Press.
- Tuscisny, Andrej (2007) “Security Communities and Their Values: Taking Masses Seriously,” *International Political Science Review*, vol.28, no.4.

(山本 直 北九州市立大学国際関係学科准教授)